

電子カルテの導入についてご相談ください！

令和7年10月8日更新

○東京都は、医療機関におけるデジタル化を推進するため、電子カルテの導入を支援しています。

○皆様が抱える悩みや不安に応じて、様々な支援メニューをご用意しています。ぜひご活用ください。

フェーズ	悩み・不安		活用できる支援メニュー	支援メニューの概要
情報 収集	導入の意向 がない	・知らない又は必要性を感じない	出張講習会	既に電子カルテを導入・運用している診療所の医師による講義 実際に電子カルテを操作できる体験デモブース 等 ※記載内容は予定です。日程や詳細が決まりましたらHP等でお知らせします。
		・課題認識はあるが導入の きっかけがない	セミナー	基礎編：医療DXの概要、活用事例 等（オンデマンド配信） 応用編（全3回）：より実践的な活用事例の紹介 等 ※記載内容は予定です。日程や詳細が決まりましたらHP等でお知らせします。
検討 ～ 契約	導入の意向 はあるが 踏み切れ ない	・どうしたらいいか分から ない、不安	相談窓口 ☞ 医療機関を訪問しての 相談も受け付けています！ まずはご相談ください	相談内容：電子カルテとは、導入に向けた準備のポイント 導入までの一般的な流れ、都の支援制度 等 TEL：0570-010318 ※受付時間：9:00～17:30 月～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除く） FAX：0570-020225 ※FAXの様式はHPをご確認ください。 メール：下記URLまたはQRコードからアクセス https://www.denkarusoudan.metro.tokyo.lg.jp 
		・費用の確保が困難	コンサル活用経費への補助 （医療機関診療情報デジタル導 入支援事業） 初期導入経費への補助等 （医療機関診療情報デジタル推 進事業）	コンサルタントの活用等に係る経費を補助 対象：病院、医科診療所 基準額：1,000,000円 補助率：200床以上の病院1/2、それ以外3/4 電子カルテの機器・開発・取付工事・入力代行の人件費等を補助 詳細は裏面をご確認ください
導入 後	導入後 運用面で 不安あり	・セキュリティ面の不安 ・セキュリティ対策の費用 の確保が困難	サイバーセキュリティ対策 経費への補助 （医療機関診療情報サイバーセ キュリティ対策支援事業）	オフラインバックアップ用サーバの整備 等 基準額：35,000,000円～3,750,000円（病床規模による） 補助率：1/2
		・院内のDX人材不足	医療DX人材育成への補助 （医療DX人材育成支援事業）	研修受講経費や資格取得経費等を支援 対象：病院、医科診療所 基準額：500,000円 補助率：10/10

※このほか、地域医療連携での情報共有に必要な経費（サーバーシステムの導入等）等を補助（基準額20,000,000円、補助率3/4～1/2）しています。

【医療機関診療情報デジタル推進事業】

病院で電子カルテを導入する場合

病院診療情報デジタル推進事業

支援メニューの概要

電子カルテを導入・更新する病院の初期導入経費を補助

補助対象：都内病院

基準額：605,000円×病床数

補助率：200床以上の病院 1/2、200床未満の病院 3/4

医師の電子カルテ入力代行を行う事務作業等の人件費を補助

補助対象：上記により電子カルテを新規導入した都内病院

基準額：3,600,000円×配置月数÷12

活用例

（ケース1）

100床の病院で7,000万円（実支出額）の電子カルテを導入する場合

605,000円 × 100床 = 60,500,000円（基準額）

60,500,000円 × 3/4 = **45,375,000円（交付額）**

※基準額と実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付

申請期限

第1回：令和7年5月30日（金曜日） 第2回：令和7年6月30日（月曜日）

診療所で電子カルテを導入する場合

診療所診療情報デジタル推進事業

支援メニューの概要

電子カルテを導入する診療所の初期導入経費（医師の電子カルテ入力代行を行う事務作業等の人件費含む）を補助

補助対象：有床診療所

+電子カルテ導入と情報連携に取り組む無床診療所

基準額：4床以下の医科診療所 3,000,000円

5床以上の医科診療所 605,000円×病床数

補助率：3/4



活用例

（ケース2）

無床診療所で200万円（実支出額）の電子カルテを導入する場合

3,000,000円（基準額）

2,000,000円 × 3/4 = **1,500,000円（交付額）**

申請期限

令和7年8月29日（金曜日）

※ 本補助事業による整備については、交付決定の通知後に開始してください。交付決定通知前の契約締結案件は補助対象外になりますのでご注意ください。

※ 毎年度、年度内に整備が完了した場合に補助金の対象となります。 ※ 令和7年度医療機関診療情報デジタル推進事業補助金の申請受付は終了しました。

第7回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム資料(R7.7.1)において、国から以下の方針が示されました。導入する電子カルテによっては、今後改修が必要になる場合があるため、補助金申請に当たってご留意いただくとともに、ご不明な点についてはバンダー又は相談窓口にお問い合わせください。なお、資料は厚生労働省ホームページに公表されています。

- 電子カルテ導入済の医療機関には、次回改修時に国の電子カルテ共有サービス／電子処方箋に対応するシステム改修等の実施
- 電子カルテ未導入の医療機関には、クラウドネイティブ型を基本とした国の電子カルテ共有サービス／電子処方箋に対応できる標準化された電子カルテの導入を進める

補助金の詳細は都のHPへ
「東京都 医療機関におけるデジタル化の
支援について」 で検索

